

令和２年１０月９日

訴えの提起について（元職員の公金の不正な取り扱いに対する損害賠償請求）

（１）これまでの経過令和元年

- ・ 7月中旬・・・平成30年度決算の確認作業において、し尿汲取り業者への委託料に比べ、汲取り券の販売額が少ないことに、今年度異動してきた後任の担当者が疑問を持ち、調査を行ったが明確な理由が分からなかった。
- ・ 8月上旬・・・後任の担当者から担当部長に報告がなされ、後任の担当者が8月下旬にかけ、前任の担当者に業務の流れや内容を確認した。ところが、前任の担当者からは、汲取り券の売上金額が少ない明確な説明がなかった。
- ・ 9月3日・・・担当部長と後任の担当で、改めて前任の担当者呼び、聞き取りを行ったところ、平成30年度において、50万円～100万円の現金の着服を自白した。
- ・ 9月4日・・・人事課から本人に内容の聞き取りを行い、同様の自白を確認した。
- ・ 9月9日・・・市議会に対し、平成30年度決算の取り下げを申し出る。
- ・ 9月25日・・・議員全員協議会において、平成30年度において汲取り券の収入に関し、約40万円の入金が確認されていないことや、汲取り券の流れを説明、刑事告訴する方針である事を説明。
- ・ 9月30日・・・し尿汲取り券販売所から集金した418,950円の売上代金を着服したと認めた当該職員に対し、地方公務員法に基づき懲戒免職処分を行う。
- ・ 10月2日・・・泉南警察署長に対し、業務上横領罪に該当するとして、告訴状を提出し、10月3日受理。
- ・ 10月3日・・・元職員の自宅建物に対し、10月1日に裁判所に仮差押えを申立て、仮差押決定。

- ・ 10月24日・・・し尿汲取りに関する平成16年度から平成30年度までの決算における歳入、歳出の差額について全議員に報告。
- ・ 10月28日・・・元職員の自宅土地・建物に対し、10月21日に裁判所に第2回目の仮差押えを申立て、仮差押決定。
- ・ 10月29日・・・議会運営委員会において平成16年度から平成30年度までの決算における歳入、歳出の差額の一覧表について説明。
- ・ 11月1日・・・監査委員による随時監査及び行政監査の実施
- ・ 11月11日・・・監査委員から市長に随時監査及び行政監査結果報告書の提出
- ・ 11月26日・・・議員全員協議会において、平成16年度から平成30年度までの決算における歳入歳出の差に加えて、販売所手数料の決算額から逆算した各年度の販売所売上推計額、および汲取り券の種類の資料について説明した。また、し尿汲取り券販売所から集金した売上代金が会計に入金されていない事例が告訴金額の他に複数確認されており、警察の捜査に協力するため、市における調査で確認できた内容を警察に随時情報提供していることを報告。
- ・ 12月2日・・・事件を受けて環境整備課が作成した「し尿汲取り券に関する現金取扱マニュアル」について全議員に報告。
- ・ 12月25日・・・し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会を設置することを目的とし、泉南市附属機関に関する条例の改正が議決。

令和2年

- ・ 1月31日・・・弁護士、公認会計士、大学教授の3名により組織する第三者委員会の第1回委員会が開催される。
 - ・ 2月12日・・・第2回第三者委員会
 - ・ 2月27日・・・第3回第三者委員会
 - ・ 3月26日・・・第4回第三者委員会
 - ・ 6月20日・・・第5回第三者委員会

- ・6月29日・・・第6回第三者委員会
- ・7月22日・・・第三者委員会から市長に報告書が提出される。
- ・5月下旬・・・元職員が在職中の令和元年度に担当者を装い、汲取り券売上金合計903,820円をだまし取ったとして、汲取り券販売所2箇所から被害届が出される。
- ・6月26日・・・元職員が2箇所の販売所から売上金をだまし取ったとされる金額は、泉南市に入金が確認できていないことから、犯罪があると思料されるため、警察の求めに応じ、泉南市が口頭により告発し、警察が調書を作成。
- ・7月20日・・・告発した詐欺罪で元職員が逮捕される。
- ・8月4日・・・議員全員協議会において、詐欺罪による逮捕の経過や概要について、また、第三者委員会報告書について説明。
- ・8月11日・・・告訴した業務上横領罪で元職員が再逮捕される。
- ・8月11日・・・検察庁から8月7日付けで詐欺罪について起訴処理した旨の処分通知書が市に到達。
- ・8月12日・・・議員全員協議会において、業務上横領罪による再逮捕の経過や詐欺罪による起訴について説明。
- ・9月4日・・・検察庁から9月1日付けで業務上横領罪について不起訴処分した旨の処分通知書が市に到達。
- ・9月7日・・・議会運営委員会において、市長から業務上横領罪について不起訴処分となったことを報告。

(2) 元職員の不正行為について

- ① 販売所から集金した汲取り券の売上を直ちに会計課へ納入せず、着服した疑い。(平成17年度～平成30年度)
- ・元職員は、販売所から売上を集金し、会計課へ入金する前に、集金額の一部を横領する手口を繰り返していたと考えられる。

- ・少なくとも、平成17年度以降、横領が始まったと考えられ、平成17年度は、平成17年4月から平成18年3月までの会計年度の集金に加えて、出納整理期間である平成18年4月および5月に集金した一部についても歳入とし、歳入と歳出に差が生じないように装っていた。その後、平成29年度まで出納整理期間中の歳入を前年度の歳入に繰り入れる同様の処理を行っており、調定書の決裁の際には、4月や5月の歳入にもかかわらず前年度の3月分と記載し、年度内の歳入のように装っていた。

② 担当者を装って販売所から集金し、着服した疑い。（令和元年度）

- ・元職員は、令和元年の在職中に、人事異動により担当ではないのに、担当者を装って汲取り券販売所の2店舗から、令和元年5月上旬から8月上旬までの間に3回にわたって、現金をだまし取ったと考えられる。

上記①及び②の元職員の不法行為によるものとして、証拠として残っている販売所の領収書に記載の集金額および販売所の手数料請求書に記載の集金額に関し、その一部について会計課への入金記録が無いことが確認されている。その蒙った損害は、平成17年度から令和元年度にかけて、総額65,503,010円（※）であるが、汲取り券の仕組みから確証が高いと考えられる損害として、汲取り券収入の歳入歳出の差53,243,577円（議案資料-1-2）について、元職員に対し損害賠償請求を行うものである。

（※）第三者委員会報告書（P.14）の「（2）販売所に対する委託手数料から推計される販売所における売上金額と会計課への入金額の差額」では、「平成17年度から平成30年度まで」で「合計約4,200万円にも上ることが判明」となっているが、これは、令和2年2月12日の時点で市において判明していた数値を、第2回の第三者委員会に提供した資料に基づき評価されたものであり、その後の市の追加調査により、合計額は、65,503,010円と確認されている。

（3）訴訟提起の時期について

警察の捜査や市の内部調査も進んだことから、できるだけ早期に損害賠償請求の訴訟提起を行うものである。

起訴された詐欺罪の刑事裁判の第1回公判は、令和2年10月21日に予定されており、被害回復もなされていないことや、被害感情の強さを示す必要からも、早期に民事訴訟を提起し、第1回公判までに検察庁に上申を行う予定である。